［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（高度情報技術解析センター）

第五十条　サイバー警察局情報技術解析課に、高度情報技術解析センターを置く。

２　高度情報技術解析センターにおいては、令第四十七条各号に掲げる事務のうち次に掲げるもの（国民生活若しくは社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるサイバー事案の予防又は当該事案による被害の拡大を防止するために必要な応急措置に係る技術に関するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］

二　犯罪の取締りのための情報技術の解析及びサイバー事案の防止対策に関することで高度な技術を要するものに必要な技術的手法の開発に関すること。

［３・４　略］

［条を削る。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第七十五条　［略］

（通信運用室）

第五十六条　情報通信局情報通信企画課に、通信運用室を置く。

２　通信運用室においては、令第四十四条第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

３　通信運用室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、通信運用室の事務を掌理する。

（情報処理センター）

第五十七条　情報通信局情報管理課に、情報処理センターを置く。

２　情報処理センターにおいては、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織による情報の処理に関する事務をつかさどる。

３　情報処理センターに、所長を置く。

４　所長は、命を受け、情報処理センターの事務を掌理する。

（情報セキュリティ対策官）

第五十八条　情報通信局情報管理課に、情報セキュリティ対策官一人を置く。

２　情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務（情報処理センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（高度情報技術解析センター）

第五十九条　情報通信局情報技術解析課に、高度情報技術解析センターを置く。

２　高度情報技術解析センターにおいては、令第四十七条の事務のうち次に掲げるもの（サイバーテロ対策技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［同上］

二　犯罪の取締りのための情報技術の解析で高度な技術を要するものに必要な技術的手法の開発に関すること。

［３・４　同上］

（サイバーテロ対策技術室）

第六十条　情報通信局情報技術解析課に、サイバーテロ対策技術室を置く。

２　サイバーテロ対策技術室においては、令第四十七条の事務のうち国民生活又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある情報システムに対する犯罪の予防又は当該犯罪被害の拡大を防止するために必要な応急措置に係る技術に関する事務をつかさどる。

３　サイバーテロ対策技術室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、サイバーテロ対策技術室の事務を掌理する。

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十一条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十二条～第八十五条　［同上］

［十条ずつ繰り上げる。］